

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年8月4日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第11条の規定に基づき、「（仮称）川崎水江地区リサイクル新事業」に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

< 廃棄物中間処理施設事業 >

東京都文京区後楽1丁目7番27号

鹿島道路株式会社

代表取締役社長 塚本 壽

< アスファルト合材製造事業 >

東京都港区新橋1丁目6番5号

日本道路株式会社

代表取締役社長 原 毅

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名 称

（仮称）川崎水江地区リサイクル新事業

(2) 種 類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

工場又は事業所の新設（第3種行為）

廃棄物処理施設の新設（第1種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区水江町1丁目1番地

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目 的

建設系廃棄物（がれき類）中間処理施設（破碎施設）の新設

工場（アスファルト合材製造所）の新設

(2) 内 容

ア 区域面積：34,335.9㎡

イ 土地利用計画

区 分	廃棄物処理施設用地 面積 (㎡)	アスファルト合材製造所用地 面積 (㎡)	全 体 面積 (㎡)
建 屋・ プラントヤード	5,397.4	4,215.2	9,612.6
廃材ヤード	5,720.5		5,720.5
通 路 等	5,844.2	4,364.7	10,208.9
緑 化 地	5,773.4	3,020.5	8,793.9
合 計	22,735.5	11,600.4	34,335.9

エ 建築計画

建築物名称	建築面積 (㎡)	延べ床面積 (㎡)	構造	階数	高さ (m)
廃棄物中間処理施設					
クラッシュプラント上屋	1,612	1,612	鉄骨造	平屋	11
再生骨材製品置場建屋	1,410	1,410	鉄骨造	平屋	29
再生骨材製品置場建屋	420	420	鉄骨造	平屋	11
事務所・倉庫棟	194	389	軽量鉄骨造	2階建	10
管理室・休憩室	49	49	軽量鉄骨造	平屋	3.6
合計	3,685	3,880			
アスファルト合材製造所					
骨材置場上屋	846	846	鉄骨造	平屋	10
サイロ	308	308	鉄骨造	平屋	24
合計	1,154	1,154			

5 指定開発行為の施行期間

平成17年12月～平成18年6月

6 条例環境影響評価方法書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成16年8月4日(水)から平成16年9月17日(金)まで
ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。

(2) 場 所

川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁(環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで